



商工あみ

URL: <https://ami-shoko.com> E-mail: ami46@peach.ocn.ne.jp

発行所 阿見町商工会
阿見町岡崎3-17-9
TEL 029-887-0552
FAX 029-887-0342

発行責任者 齋藤十郎
商工会員数 791名
青年部員数 36名
女性部員数 56名
壮青年部員数 17名

新年明けましておめでとうございませう。会員各位におかれましては、新春を健やかに迎えることとお慶び申し上げます。そして、日頃より商工会事業運営にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。早いもので、会長職に就いて二年半が過ぎました。振り返りますと、就任時はまさに新型コロナウイルス感染症拡大の真っただ中で、国の緊急事態宣言もあり、商工会としてはイベント等ほぼ開催出来ないような状況でした。しかしながら、その間にも商工会会員への支援として、窓口業務を中心に給付金・補助金・融資など主に中小・小規模事業者向けに対策を行って参りました。令和五年度に入りようやく状況が好転し、四月に青年部主催のあみさくらまつり、十月に商工まつり、その間にも様々な講習会や視察研修など商工会事業を推進することができ、会員の皆様のご協力のもと以前の姿を取り戻しました。今後の事業としては、町との連携で新春賀詞交歓会も実施予定であります。会長在任期間に前述のとおりコロナ禍という厳しい状況でした。しかしそこを乗り越えた経験があるからこそ、商工会は益々良い方向に向かうと確信しております。

昨年十月に始まったインボイス制度や今年本格始動の電子帳簿保存法への対応など中小規模事業者にとって関わりが深い税制改正があり、様々な変化の中で生き残っていかねばなりません。今後も商工会は役員一同、全力で会員支援を行って参りたいと考えております。「行きます、聞きます、提案します」のスローガンのもと会員皆様のご理解とご協力、そして様々な新しい形で展開していく商工会事業へのご参加とご協力を宜しくお願ひ申し上げます。本年も宜しくお願ひいたします。

謹んで年頭の御祝詞を申し上げます



阿見町商工会
会長 齋藤十郎
(株)美都住建
(南部地区)



ご利用期間が令和6年1月31日に迫っております。ご購入された方は期間を過ぎた商品券については無効となっておりますのでご注意ください。

○阿見町 プレミアム商品券

今後の商工会事業




「新春の集い」は新春を慶祝し、町の皆様との親交を深める名刺交換会として開催している地域振興事業です。行政・企業・各種団体の方々と新たな出会いの場として、ぜひご利用ください。

○令和6年阿見町新春賀詞交歓会

令和6年1月12日(金) 午後4時00分
(阿見ゴルフクラブ)



女性部では阿見町でとれた椿の実を使い、椿油の作製に取り組んでおります。一昨年には東京都大島町へ研修旅行を行い、椿油の精製方法や実際に椿をしぼる機械に触れ、昨年の商工まつりではから揚げをご購入いただいたお客様に椿油をプレゼントし、ボードに椿油の製作過程等を展示することで、様々な方に女性部で作った椿油を知っていただく機会となりました。現在は搾油機の検討や引き続き椿の実集めを行っており、本格的に女性部で椿油を製品化できるよう日々活動しております。

女性部 椿油(つばきあぶら)事業の進捗について

女性部が作成した椿油の試供品

あみ商工まつり 2023 10月22日(日)



あみ商工まつりは昭和時代に開催された「商工福祉まつり」が起源のまつりです。その後名称を変え、平成、令和と三つの時代の間、天候に恵まれない年もありましたが、一度も中止することなく開催し続けて参りましたが、その様な歴史あるまつりでありましたが、令和元年末から始まった新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、三年の間開催する事ができなくなり、我々実行委員にとっては本当にはがゆい三年間でありました。

令和五年五月によく新型コロナウイルス感染症の制限が緩和され昨春秋、四年ぶりに商工まつりを盛大に開催することが出来ました。商工まつりは実行委員長(久保谷充氏)の開会宣言から始まり、霞ヶ浦高校チアダンス部によるオープニングダンスで華やかにスタートしました。続く演芸では子供達による創作ダンスや太鼓による演奏、祭囃子。またよさこいソーランで最後に演者全員で舞うフラッシュショーは、性別や年齢を越えた団結力があり、演者たちが本心に輝いて見えました。またお昼過ぎから始まった芸能人による芸能ショーではお客様を巻き込んだ楽しい時間となりました。特に演歌激ウマ中学生として登場した工藤健さんは、阿見町で生まれた新たなスターとして大事に育てていきたいとお客様は思われたのではないのでしょうか?また、会場内には会員事業所の模擬店、青年部、女性部などがテントを構え、多くのお客様に買物を最後まで楽しんでいただけました。最後に行った大抽選会では企業から募った協賛品なども多数あり、最後の最後までお客様に楽しんでいただけたような仕掛けを行いました。沢山の関係者の想いが詰まった商工まつりですが、今後誰かの思い出として記憶に残る事が実行委員会として一番の喜びでもあります。次回以降も是非まつりに足を運んでいただきたいと考えております。

建設業部会視察研修

10月26日、都内に点在する著名な建築物や庭園を建設業者の視点で見て回りました。最初に、建築、美術、工芸の総力を結集した国宝の迎賓館赤坂離宮の、床・壁・天井の豪華な装飾を見学した後、今後の行く末が気になる神宮外苑の銀杏並木を歩き、東京ドームホテルでは昭和風のランチを楽しみました。午後からは国指定名勝である旧古河庭園の豊かな樹々花々や池を鑑賞しスウィーツを楽しみ、東京ミッドタウンでは都心の庭園鑑賞や買い物、それぞれゆったりと時間をかけて回りました。

令和5年10月26日
場所：赤坂迎賓館 など



ている姿勢が感じられる古き建築物と、常に変化を続けている首都を象徴するような建築物をじっくり観察し体感することができた1日となりました。この視察研修を通して感じ得たものを今後自身の行動や考え方また、商工会事業に活かしていただければ良いのかなと感じました。

2024年問題に向けた

早めの対応のために

9月27日、建設業部会にて建設業の働き方改革についての講習会を実施いたしました。

少子高齢化で人手不足が顕著な建設業における、高齢職人の大量離職と若手補充による労働者確保のバランスが困難な現状を改善すべく、働き方改革の目的を理解し、従業員へのヒアリングによる自社の現状把握から改善方法の方向性の整理・自社目標の設定と実行プランを策定していく事の重要性を学習しました。経営者として働き方改革を通じた顧客満足度と従業員満足度を上げ人材の定着を図り、企業の存続可能性を高め

建設業部会 講習会
講師：飯田 吉宏氏

ていき、将来に生きる人々のために会社の仕組みを整え続けることを意識づけることができたと考えております。



建設業部会講習会写真

小さな会社のための

インボイス制度の実務のポイント

工業部会 講習会
講師：塩野 貴之氏

11月22日、「令和4年度補正事業環境変化型支援事業」として税理士の塩野氏を招きインボイス制度についての講習会を実施いたしました。

制度開始後ひと月半が経過し、インボイスの実務に戸惑う事業者と、未登録事業者が受講し、消費税の基本・インボイス制度の概要・発行事業者の準備・免税事業者との取引・実務上の注意点と電子帳簿保存法における実務上の義務があるものとそうでないものについてを学習しました。インボイスと電子帳簿保存について、当初は当惑気味だった受講者達も、講義が進むにつれ、理解と整理がつき、スッキリした雰囲気となり、非常に意義のある講習会を開催することができました。



工業部会講習会写真

サービズ業部会・商業部会 合同視察研修

令和5年9月10日
場所：東京浅草方面

9月10日、浅草散策した後屋形船で親睦を深めるという内容で、サービズ・商業部会が6月に幹事会を開催し実現した合同での視察研修です。コロナの影響もあり部会の活動も制限されていましたが、今年度4部会では初めての研修となりました。

浅草では自由行動とし、皆さん浅草寺でお参りした後、各々自分の好きなエリアを見て回りました。周辺は様々なお店が沢山並んでおり、女性の参加者は両手にいっぱいのお土産を抱えてバスに帰ってきました。コロナ禍も終わり、浅草では特に外国人旅行者の姿が目立ちました。屋形船に乗船しましたが、参加者の多くが初めて乗船したということでした。屋形船への乗船など、初めての経験が今後自分自身の行動に何かプラスに働けば、今回の視察研修も成功だったのではないのでしょうか。



屋形船【丸裕】

従業員福利厚生事業研修

令和5年10月15日(日) 【場所：群馬方面】

会員従業員を対象に実施している当事業は、大型バス1台、33名で、昨年から2年続けての開催となりました。最初の目的地は「こんにやくパーク」。焼きそばやラーメンなどのこんにやくメニューの試食と、沢山のこんにやく商品の買い物を楽しみました。次に向かった先は「原田農園」。こちらでは昼食の後、バスで地元のリンド園に向かいリンド狩り体験。朝から降っていた雨も上がり、実に良いタイミングでした。参加者それぞれが、樹から気に入ったリンドゴをもち、農園の方に手際よく皮と芯を除いてもらい、噛りつく。さすが、もぎたてリンドゴ豊かな果汁と酸味は別格の美味しさでした。最後に、道の駅「川場田園



商工会役職員研修報告

令和5年11月18日～19日 茨城空港～福岡県・佐賀県

商工会役職員研修は、茨城空港利用促進と地方で実施している活性化事業の視察を目的として行ってきました。北関東の空の玄関口として札幌・神戸・福岡・那覇の国内主要都市、上海・台北のアジア各都市へと就航。このほか、宮子(下地島)への乗継便の運航をしています。平成22年3月に開港した茨城空港ですが毎年利用客も増え続けコロナ前の令和元年度では利用者数は77万人を超えました。駐車場が無料で利用できる事も大きな利点の一つです。

福岡県の大宰府天満宮付近で使用できる「ださいふペイ」はキャッシュレスを促進した事業であります。海外旅行者の方もかなり利用していることに驚きました。一泊二日の研修でしたが役員との親睦が深まりました。



青年部

茨城県商工会青年部野球大会

場所 J・COMスタジアム令和5年10月18日

昨年に引き続き県大会で二連覇!!

昨年の青年部野球大会は県南大会、県大会で優勝を収めており、連覇が懸かっていた。昨年6月に開催された県南大会の龍ヶ崎戦では天候が悪く、リードされたまま雨が強く降ってきてしまい、試合が中止となり敗退してしまいました。今回の県大会は昨年の優勝チームということもあり、県大会への出場権は既に獲得していましたが、県南大会で負けてしまった悔しさもあり選手の皆さんは忙しい中、合間を縫って毎週のように真剣に練習に取り組んでいました。

県大会当日は天候にも恵まれ、また練習をやり切ったという事もありとても良い状態で大会を迎えました。スタジアムには齋藤会長や千葉町長など1回戦目から沢山の方が応援に駆けつけてくださり、チームのムードは最高潮に達していました。第一回戦は鹿嶋市との対戦で5-1、続く二回戦では県南大会で敗れた龍ヶ崎市と再びの対戦。戦力を出し惜しみせず、10-0で快勝することができました。残る決勝戦、常総市との対戦。序盤は1点を取っては取られのシーソーゲームでしたが、4回に均衡が崩



れ3点リードされてしまいました。しかし最後まで諦めることなく、最終回で逆転サヨナラ勝ちを果たし、6-5で見事二連覇を達成しました。野球がきっかけで入部する方もいたのでこれを機に青年部活動をより頑張りたいと思います!

インボイス登録事業者(免税事業者)へ 適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

○消費税の申告について

適格請求書発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告をすることとなります。

○中小事業者の方へ

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置(2割特例)が設けられています。

○2割特例による計算方法

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額
売上げの消費税額 × 80%
(例) 1年間の売上げが700万円(税70万円)の場合
70万円(売上税額) × 80% = 56万円(仕入税額)
70万円(売上税額) - 56万円(仕入税額) = 14万円(納付税額)

【ポイント】①この特例は、免税事業者から適格請求書発行事業者になった事業者の方などが対象です。②適用期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間です。③事前の届出書を提出する必要はありません。

(参考) 簡易課税制度

事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出する制度です。

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額
売上げの消費税額 × みなし仕入率
(例) サービス業の場合は50%
(例) 1年間の売上げが700万円(税70万円)の場合
70万円(売上税額) × 50% = 35万円(仕入税額)
70万円(売上税額) - 35万円(仕入税額) = 35万円(納付税額)

【ポイント】①事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を管轄の税務署長に提出する必要があります。②基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間のみ選択できます。

あみ起業セミナー

毎年、10月から12月にかけて「あみ起業セミナー」を開催しています。今回も町内に潜在する起業希望者を対象に経営理念や経理、税務、借入情報発信などの起業ノウハウを全7回の日程にて学習しました。講師には中小企業診断士の初鹿野浩明氏をはじめ、税理士、社会保険労務士、日本政策金融公庫、県信用保証協会、ITコーディネーターなどの各種専門家による講義に加え、昨年度の本セミナー受講後に起業を果たした女性経営者による、起業体験談を披露していただきました。

最終日には、各受講者によるビジネスプラン発表会が行われ、今年度の発表者(6名

令和5年10月11日、12月6日 講師：初鹿野浩明氏 他

は全員女性でした。それぞれの事業計画書はかなり作り込まれており、すぐにも補助金などの申請も可能で年々受講者のレベルが上がっております。尚、入賞者にはメイン講師より記念品が贈呈されたほか全受講者に受講証が交付されました。



新会員紹介

会員随時募集中

- 商業部会: Global JDMAuto (自動車部品販売等)
カインズ阿見店 (ホームセンター)
サービス業部会: Beauty Salon Sai (ネイル、脱毛等)
トレンディキッチン (不動産)
整体リラク (整体、エステ)
日本酒宿 七色 (居酒屋)
森田まゆみ (居酒屋)
宮本厚生 (人材管理、派遣)
R&Hポイント (住宅屋根設置)
工業部会: ミヤ工業 (塗装業)
宮本一成 (製造(溶接業))



交通事故・不慮の事故を補償します 商工会会員福祉共済

「けが」 掛金	◎傷害プラン： 2,000円・3,000円・4,000円 (満6歳～65歳) ○シニア傷害： 2,000円 ※傷害ライトプランが (満66歳～80歳) 1,000円 が追加されました
「病気」 掛金	◎医療特約： 1,000円 (満6歳～65歳) ○シニア医療特約： 1,000円 (満66歳～74歳)

《補償例》

通院	1日あたり3,000円 (3日目～100日目)
入院	1日あたり8,000円 (1日目～100日目)
手術	内容に応じて、20・10・5万円
死亡	800万円～1,000万円

詳しいパンフレットを差し上げますので、商工会にお問合せ下さい。

商工会の 福祉共済

12万人以上の皆様にご利用頂いています。



従来の「傷害プラン」に
個人賠償責任保険がついて
さらにパワーアップ!!

日常生活の事故やトラブルで賠償責任が生じたとき、**最高1億円まで補償!!**
しかも、掛金そのまま!

➤詳しくは阿見町商工会まで TEL029-887-0552◀

「所得税」「消費税」 確定申告の準備はお済みですか?

○地区別相談日

日時	相談地区	
2月8日(木)	湖岸地区	立ノ越、青宿、新町、霞台、廻戸、大室曙、岡崎、中郷東
2月13日(火)	中央地区	中央、若栗、鈴木、三区、中郷西
2月14日(水)	東部・南部地区	竹来、掛馬、島津、上条、追原、塙、君島、大形飯倉、石川、南平台、吉原、福田、小池、寺子上長、実穀
2月15日(木)	北部・西部地区	西郷、阿見台、上郷、一区北、一区南、うずら野、荒川本郷、本郷、住吉、一区、二区

※今年初めて消費税申告の方は、2月8日～15日の間に一度ご相談下さい。
※該当地区の日程で都合が悪い方は他の地区の相談日にお越しください。
※申告相談は予約制です。事前にお電話(887-0552)でご予約をお願いいたします。

○相談・申告書提出日

2月16日(金)	佐藤税理士(申告書提出日)／所得税・消費税	個別窓口相談
2月27日(火)	佐藤税理士(申告書提出日)／所得税・消費税	個別窓口相談
3月1日(金)	田村税理士(申告書提出日)／所得税・消費税	個別窓口相談
3月6日(水)	田村税理士(申告書提出日)／所得税・消費税	個別窓口相談

○場所/時間：阿見町商工会2階会議室／午前9時30分～午後4時

○持参するもの：帳簿・各種控除証明、前年度決算書、本年度決算書、申告書
源泉関係書類、消費税の申告用紙、前年度控え

マイナンバーカード又は通知カード及び運転免許等の本人確認のできる書類の写し

自治金融

金利1.10%	資金の種類	融資期間	融資限度額
	設備資金 運転資金	7年以内	1000万円以内

信用保証協会の保証料の給付あり。多くの会員に利用されています。

◆融資あっせん対象◆

※阿見町に1年以上居住又は事業所を構えている方。
※融資の申請時に全ての町税を完納していること。

◆保証人要件◆

法人・・・代表者1名 (代表者以外は原則不要)
個人・・・原則不要

マル経融資

金利1.20%	資金の種類	融資期間	融資限度額
	設備資金 運転資金	10年以内 7年以内	2000万円以内

無担保&無保証人(経営改善貸付)

◆融資あっせん対象◆

※経営指導員による経営指導を6ヶ月以上受けている方。
※1年以上町内で事業をしている方。

専従者・従業員のいる方へ

【年末調整事務個別相談会のご案内】

- 開催期間/令和6年1月4日(木)～1月22日(月)
※但し、土曜日・日曜日・祝日を除く
 - 時間/午前9時～午後4時
 - 開催場所/阿見町商工会 電話029-887-0552
【納付期限は1月22日(月)です】
- 年末調整事務とは、専従者・従業員の1年間の給与を確定させ、源泉徴収票を作り、税務署に源泉所得税を納める事務の事です。
※年末調整は重要な手続きですので期間内に必ず行ってください。

経営者のための
退職金制度

小規模企業共済

確定申告時に掛金を全額所得控除できる!

個人事業をやめられたとき、会社等の役員を退職したとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。

加入
資格

常時使用する従業員が20人(商業とサービス業では5人)以下の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社等の役員、他。

掛金

掛金は毎月1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ、**確定申告時に全額所得控除**となります。

貸付

事業資金等の貸付制度が利用できます。
※(担保・保証人は不要)地震、台風、火災等の災害時にも貸し付けを受けられます。

退職金

廃業時、退職時に共済金を受取れます。
受取り方法は一括・分割・併用のいずれかを選択。
共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき**350万円以内**を、固定金利(2.25%(令和5年10月31日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。
詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

【教育ローンコールセンター】

0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656